

1 訪問看護事業者（法人）の概要

(1) 事業者の名称及び所在地

事業者名称	株式会社耀・悠祐
代表者氏名	猿渡 祐子
所在地	福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号
連絡先	電話 092-980-1792 FAX 092-980-1793

(2) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、住み慣れた家庭や地域で、その有する能力に応じ希望する生活に近づき、安心して暮らし続けることができるよう支援します。

(3) 事業の運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視し、可能な限り自立した生活が営めるよう、療養上の目標を設定し計画的に支援するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った総合的なサービス提供に努めます。サービスの提供方法等については利用者又はその家族に対して説明を行います。

サービスの提供に当たっては、市町村や関係各所と綿密な連携を図り、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行えるように努め、介護技術の進歩に対応し適切な技術をもって行います。利用者の人権の擁護、虐待の防止等に努めます。

なお、広く一般に認められていない看護等については行いません。

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	訪問看護ステーション き・ら・ら
事業所番号	4060390475
所在地	福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号
連絡先	電話 092-980-1792 FAX 092-980-1793
管理者氏名	妻木 薫

(2) 事業所の職員体制

従業者・職種	人数(人)	職務の内容
管理者・看護師	1	管理業務、利用申込みに係る調整、訪問看護師と兼務
看護師等	看護師 (うち1名は管理者と兼務) リハビリ等	訪問看護計画書・報告書及び介護予防訪問看護計画書・報告書の作成、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供
事務員等		必要な事務作業

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金曜日
営業時間	午前9時から午後6時まで
営業しない日	土曜日、日曜日、祝日 8月13日から8月15日まで 12月30日から1月3日まで

3 訪問看護サービスの内容

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、利用者の希望、主治医(かかりつけ医師)の指示、居宅サービス計画を踏まえて、サービスを提供致します。

(1) 療養上の世話

清潔(入浴、清拭、洗髪、手・足浴、口腔ケア、整容、更衣等)の管理・援助
排泄(おむつ交換、摘便・排便コントロール等)の管理・援助
食事(経管栄養実施、胃瘻)の管理・援助
療養環境(室温調整、換気、日常生活用具等)の整備・支援
人工肛門の管理・援助、人工膀胱管理・援助、認知症・精神疾患の看護
糖尿病療養指導・管理
緩和ケア、ターミナルケア

(2) 診療の補助

健康状態のチェック、創傷処置、床ずれ予防・処置
カテーテル管理、(膀胱留置カテーテル交換、膀胱洗浄等)の医療処置
人工呼吸器・在宅酸素療法等の管理・援助
気管カニューレの交換・管理、吸引・吸入
服薬管理、在宅中心静脈栄養実施・管理
血糖値管理、注射・点滴の実施・管理

- (3) リハビリテーションに関すること
寝返り・日常生活動作訓練、筋力訓練、関節可動域訓練等
- (4) 家族支援に関すること
家族への療養上の指導、その他療養生活や介護サービスに関する相談・援助、
家族の健康管理等
- (5) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族へ説明・訪問看護報告書の
作成
- (6) その他緊急時対応

4 利用料金

(1) 介護保険 (別紙)

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護
予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割～3割の額とします。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護
に要した交通費、その他の料金は、次の額を徴収します。

- ①通常の事業実施地域 無料
- ②通常の事業実施地域以外 1回の訪問につき 500円

(2) 健康保険 (別紙)

診療報酬の額による。基本利用料の額はご提示の被保険者証により1割・2
割・3割となり、10円未満の端数は四捨五入します。病状やご希望により緊急
時等の加算の契約が必要になる場合があります。利用者が長時間や休日あるい
は営業時間以外の訪問看護を希望した場合は、基本利用料とは別に、訪問看護
ステーションが定めた利用料を支払うこととします。

(3) エンゼルケアの料金は、10,000円とします。

・上記の利用料金の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事
前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受
けることとします。

・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定
し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者が直接介護保険給付
が行われない場合があります。その場合、1か月につき利用料の全額をお支払
いください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行
します。

・毎月、10日までに前月分の請求をいたします。現金でお支払い頂き、利用料
の受領後に領収証を発行します。

(4) 通常の事業実施地域

福岡市東区(三苫及び塩浜以西を除く)・博多区、
糟屋郡粕屋町、久山町、志免町、須恵町、篠栗町、宇美町

5 緊急時および事故発生時における対応方法

サービス提供中に病状の急変・その他の緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときには、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、ステーション管理者、居宅サービス事業者等へ連絡し適切な処置を行います。

主治医	医師名：		
	病院名：		
	所在地：		
	電話番号：		
緊急時連絡先 (家族等)	①	氏名(続柄)：	()
		住所：	
		電話： - - 携帯： - -	
	②	氏名(続柄)：	()
		住所：	
		電話： - - 携帯： - -	

6 衛生管理

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理、定期的に研修及び訓練を実施することで、感染症の予防やまん延防止に努めます。

7 居宅介護支援事業者等との連携

利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者等が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

8 利用者に関する市町村への通知

利用者が正当な理由なしに指定訪問看護等の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき、又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知いたします。

9 利益供与・利益享受の禁止

ステーション及びその従業者は、居宅サービス事業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与いたしません。また、利用者及びその家族等から、サービスの提供の対価としての利用料等を除く金品その他の財産上の利益を享受いたしません。

10 秘密保持及び個人情報保護

利用者又は家族の個人情報について『個人情報の保護に関する法律』及び厚生労働省が策定した『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』に基づき、個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いに関する規則を策定し、関係法令及びガイダンスを遵守します。

11 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12 身体拘束の原則禁止

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

13 苦情相談

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口、担当者を設置し、利用者の要望、苦情に対し迅速かつ、誠実に必要な対応を行います。

事業所相談窓口

電話番号：092-980-1792

相談担当者：猿 渡 祐 子

各市町村役場の介護保険相談窓口

受付時間：平日9時～午後5時

福岡市

東区役所 福祉・介護保険課 092-645-1071

博多区役所 福祉・介護保険課 092-419-1078

粕屋町役場 介護福祉課 092-938-0229

久山町役場 健康福祉課	092-976-1111
志免町役場 福祉課	092-935-1039
須恵町役場 福祉課	092-932-1151
宇美町役場 福祉課	092-934-2243
篠栗町役場 福祉課	092-947-1111
福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課 介護サービス相談窓口	092-642-7859

14 その他運営に関する事項

ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者等に対して本書面に基づいて重